

令和５年度 只見町職員（高校卒程度／一般事務・土木・建築）採用候補者試験要領

令和５年度只見町職員（高校卒程度／一般事務・土木・建築）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務	土木	建築
採用予定人員	若干名	若干名	若干名

2. 受験資格（学歴は問いません。）

- ・平成５年４月２日から平成１７年４月１日までに生まれた者。
- ・土木・建築職においては、無資格もしくは未経験の方は、採用後、一般財団法人ふくしま市町村支援機構において、数年間専門的な技術の習得ができる者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- （１）日本の国籍を有しない者。
- （２）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- （３）公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者。
- （４）日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3. 試験の方法

高校卒程度で次により行います。

（１）第１次試験

①教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

知識分野２０問・知能分野２０問

※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。

②事務適性検査、性格特性検査、職場適応性検査

昼食後、各種検査を行います。

（２）第２次試験

第１次試験合格者に対して、小論文並びに面接による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	時 間	試 験 場	発 表
第1次試験	令和4年 9月18日（日）	受 付 9：00～ 9：30 ①教養試験 10：00～12：00 ②事務適性検査、性格特性 検査、職場適応性検査 13：00～14：30	福島県立 田島高等学校 南会津町田島 字田部原260 TEL 0241-62-0066	令和4年10月下旬に 只見町役場掲示板に合格 者名を掲示するほか合格 者に通知します。
第2次試験	第1次試験合格者に対し通知します。			

6. 合格者の採用

- （1）合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決めます。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- （2）初任給は、本町の給料表によるが、このほか通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7. 受験手続き及び受付期間

- （1）申込用紙の請求
申込用紙は、役場（総務課）及び朝日・明和振興センターで交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「**高校卒程度（一般事務・土木・建築いずれか）試験申込用紙請求**」と書いて、**120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）**を必ず同封して下さい。
- （2）申込の方法
 1. 申込用紙に必要事項を記入して、役場総務課まで提出して下さい。
その際84円切手を貼った自分宛の返信用封筒（長3）の表に赤で「高校卒程度（一般事務・土木・建築いずれか）試験申込」と書いたものを忘れず添付ください。
 2. 申込書を郵送する場合も、同様に自分宛の封筒を同封し、必ず簡易書留にて送付ください。
 3. 受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。
（受験票がない場合、または受験票に写真の貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

令和4年7月13日(水)から同8月12日(金)まで(執務時間中に限ります。)

郵便による申込書提出の場合は、同8月10日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

第1次試験の結果については、第1次試験の不合格者に限り、只見町個人情報保護条例第21条第1項の規定により、口頭で請求することができます。なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

9. その他

(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) この試験に関し不明な点は、役場総務課に問い合わせてください。

役場総務課 **Tel 0241 (82) 5210 (ただし、執務時間中に限る。)**

郵便で問い合わせる場合は、84円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。

インターネットによるメール等での問合せについては、対応いたしませんので、ご了承ください。